

平成 23 年度地方税法改正法案に係る法的手当て

Ⅲ 平成 23 年度地方税法改正法案の構成

税制抜本改革の一環をなす改正

個人所得課税

- ① 給与所得控除の上限設定
- ② 特定支出控除の見直し
- ・個人住民税における年次扶養控除(33万円)の縮減(低所得者・障害者等は存続)
- ③ 短期勤務の役員退職金課税の見直し
- ・個人住民税における退職所得の 10%税額控除の廃止

} 所得税の改正が自動影響

⇒ 所得税の改正が自動影響

法人課税

- ④ 実効税率を 5%引下げ(法人税率 30%→25.5%)
- ⑤ 課税ベースの拡大等
一減価償却の見直し
一欠損金繰越控除の見直し等
- ⑥ 中小法人に対する軽減税率の引下げ(18%→15%)
- ⑦ 中小企業関係租特の見直し

} 法人税の改正が自動影響
(地方法人課税の税収は中立)

※法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の増減収を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲

※地球温暖化対策のための税の導入(石油石炭税の税率の上乗せ)については、「地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成 24 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討」(平成 23 年度税制改正大綱)

- 現在国会で審議中の平成 23 年度地方税法改正法案(地方税法等の一部を改正する法律案)を修正し、存置する法律案

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために地方税法等の一部を改正する法律案

税制的整備

- ・道府県選出議員選挙制度の改め
- ・寄附金控除の改め
・認定 NPO 以外の NPO の法人への寄附金であっても、地方団体が条例において個別に指定することにより個人在民税寄附金控除の対象とする措置
・個人住民税寄附金控除控除の適用下限額の引上げ(5,000 円→2,000 円)
- ・航空機燃料税与税の税率割合の引上げ
(航空機燃料税の税率引下げに伴う地方の収取を生じさせないための措置)
- ・国債の見直しによる公債費正味期間の延長等
- ・租税負担の見直し
・国債の見直し内容(平成 22 年度改正、平成 23 年度改正)にあわせた所要の割引の見直し

- 別途の新たな法律案として国会に提出

雇用政策的整備

- ・雇用促進税
- ・心身障害者を多様雇用する事業所に係る不動産税額の軽減
- ・認定銀行が就業金貸付制度の事業の監査に係る取扱いによる不動産に係る評議会等
- ・都市再生特別指揮官に規定する認定事業者が取得する不動産に係る特例
- ・税の上乗せ
- ・都市再生特別指揮官に規定する認定事業者が取得する不動産に係る特例

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るために地方税法等の一部を改正する法律案